

平成27年第3回定例会 9月7日

日程第8. 報告第9号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

○議長 宮城清政君 日程第8. 報告第9号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第9号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により平成26年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて議会に報告いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について説明いたします。お手元にお配りしております資料1と資料2で説明いたします。はじめに、健全化判断比率はお配りしました資料に総括1、上段表の右4カ所、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4種類の比率を言います。本町において、早期健全化基準数値は、実質赤字比率14.23パーセント、連結実質赤字比率19.23パーセント、実質公債費比率25パーセント、将来負担比率350パーセントとなっております。健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準数値以上であれば、早期健全化団体となり財政の早期健全化のための財政健全化計画を策定し議会の議決を受けることが義務付けられるとともに、その計画及び実施状況を国・県へ報告しなければなりません。財政再生基準数値は、実質赤字比率20パーセント、連結実質赤字比率30パーセント、実質公債費比率は35パーセント、将来負担比率の基準数値はございません。健全化判断比率のいずれかが財政再生基準数値以上であれば、財政再生団体となり、財政再生計画を策定し早期健全化計画団体同様に議会議決を受けることが義務付けられるとともに、その計画及び実施状況の国・県への報告義務や地方債の制限、国の勧告を受けることとなります。

次に、本町の実質赤字比率は、一般会計、土地区画整理事業特別会計を合計した実質赤字額の臨時財政対策債を含む標準財政規模に対する比率を言います。平成26年度決算では、資料の総括表2の左表にある実質収支額が一般会計で100億6,807万7,000円、土地区画整理事業特別会計で262万3,000円の合計100億7,070万円となり、赤字額はございませんので実質赤字比率はマイナスのパーセントとなります。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 7 日

休憩（午後 2 時 12 分）

再開（午後 2 時 12 分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○総務部長 新垣吉紀君 総括表 2 の左表にあります実質収支額が一般会計で 10 億 6,807 万 7,000 円、土地区画整理事業特別会計で 262 万 3,000 円の合計 10 億 7,070 万円となり、赤字額はございませんので実質赤字比率は 0 パーセントとなります。

連結実質赤字比率は、総括表 2 の一般会計、土地区画整理事業特別会計、国民健康保険土地区画整理事業、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水特別会計の全会計の実質赤字額の臨時財政対策債を含む標準財政規模に対する比率を言います。平成 26 年度決算実質収支が、一般会計 10 億 6,807 万 7,000 円。土地区画整理事業特別会計 262 万 3,000 円、国民健康保険特別会計マイナスの 7 億 6,234 万 3,000 円、後期高齢者医療特別会計 187 万 8,000 円、下水道事業特別会計 300 万 5,000 円、農業集落排水事業特別会計 45 万 4,000 円で、合計 3 億 1,369 万 4,000 円となり、赤字額はございませんので連結実質赤字比率は 0 パーセントとなります。

実質公債費比率は、総括表 3 の 1 から 18 までを算定式に基づいて積算した数値の 3 年平均で、10.1 パーセントとなり、早期健全化基準以内となっています。

将来負担比率は、総括表 4 の下段の算定式に基づいて積算した数値で、121.9 パーセントとなり、早期健全化基準数値以内となっています。

次に、公営企業における資金不足比率とは、公営企業会計（下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計）ごとの資金不足額、実質赤字額の事業の規模（業収支に相当する収支の額、使用料収入及び雨水処理費に対する繰入金の合計）に対する比率です。資金不足率が 20 パーセント以上であれば、公営企業の経営の健全化のための経営健全化計画を策定し、議会へ議決を受けることが義務付けられるとともに、その計画及び実施状況を国・県へ報告しなければなりません。本町の下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計ともに資金不足額はなく、資金不足比率は 0 パーセントとなります。以上で、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告といたします。

○議長 宮城清政君 これからただいまの報告について質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 2 時 17 分）

再開（午後 2 時 17 分）

○議長 宮城清政君 再開します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第 9 号平成 26 年度決算

平成27年第3回定例会 9月7日

に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率については、これをもって終わります。